

## 第6章 基本目標の実現に向けた共通の基盤

### 1 積極的な情報提供及び情報を容易に入手できる仕組みづくり

#### (1) 県民にわかりやすく、利用しやすいホームページづくり

県民が自然に親しみやすいよう自然の利用ガイドとして「山形県立自然博物館イベント一覧」や「山形県志津野営場ガイドマップ」「東北自然歩道（新奥の細道）マップ&ガイド」などを掲載し、情報提供要請の多い温泉関係の情報については「やまがたの温泉 2008」として詳しいデータを提供している。

また、野生動物との接触による事故等の予防のため、「クマとのトラブルを予防しよう！」「ツキノワグマによる人身被害等防止について」「高病原性鳥インフルエンザによる被害の予防について」などの注意事項をわかりやすい表現で記載している。

さらに、人身被害のおそれがあるクマの目撃情報については、目撃場所がわかりやすいように市町村名・地区名と地図上にその位置を記載して情報を提供している。

#### (2) 環境白書の発行、概要版の作成

「山形県環境基本条例」第 11 条に、毎年、環境の状況並びに県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等に関する報告書を作成し、公表することと規定されており、平成 18 年 3 月に策定された「山形県新環境計画」に掲げた諸施策の状況に基づいて作成するとともに、図や表を用い、県民にわかりやすく要約した概要版も作成している。また、環境白書、概要版は共に山形県のホームページで公表している。

### 2 パートナーシップによる取組みの促進

#### (1) 県民、民間団体、事業者、行政等が連携して環境保全に取り組む体制構築

自然環境の保全にあたっては、その分野的領域と地理的領域がともに広範なことから、各関係者が協力・連携して、それぞれの役割を果たすことが極めて重要である。

自然公園の管理については地元市町村、地元住民、山岳会、NPO（さらに観光地となっている場合は関係事業者を含む）などの協力なくしては不可能であり、希少野生動植物の生息調査・保護対策についても地元住民やNPO、県内の研究者等（鳥獣については猟友会を含む）の主体的取組みが必要不可欠となっている。

これらの関係構築のため、平成 20 年度においては、「蔵王国定公園計画の見直し」の作業にあたっては、蔵王温泉・坊平地区と山寺・面白山地区の二つの「地域検討委員会」を設けて、地元市町村、観光関係団体、自然保護関係者など関係者と十分協議しつつ進めた。

また、「山形県ツキノワグマ保護管理計画」の策定作業にあたっては、市町村、農業団体、猟友会、自然保護団体、専門家と、「ツキノワグマ保護管理計画策定検討会」や「特定鳥獣保護管理連絡協議会」その他の機会を設けて意見交換を行いながら進めた。

各種の調査・研究についてもNPOその他の民間団体、地元住民、地元研究者、猟友会、日本野鳥の会などに委託または協力を得て実施してきた。さらに、これらの団体の代表者や研究者を県の環境審議会、環境影響評価審査会、その他各種検討会の委員として委嘱し、厳しい指摘も受けつつ、ともに自然環境保全に取り組んでいる。

### 3 環境影響評価制度の的確な運用

#### (1) 環境影響評価法等に基づき、開発行為等による環境の悪化を未然防止

平成 20 年度における手続き中の事案は、環境影響評価法に基づく「都市計画道路酒田遊佐線（日本海沿岸東北自動車道へ組み込まれる区間）」（事業者・国土交通省東北地方整備局）と県環境影響評価条例に基づく「山形広域清掃工場」（事業者・山形市、上山市、山辺町、中山町で構成する山形広域環境事務組合）の 2 件である。

前者については、平成 21 年 4 月に都市計画事業者である県が、環境大臣及び国土交通大臣等の意見を踏まえ、庄内砂丘のクロマツ林やその他の環境影響の回避・低減など環境保全対策の内容を記載した環境影響評価書を作成して公告・縦覧手続きを行い、平成 21 年 5 月に環境影響評価法に基づく手続きを終了している。

後者については、事業者が環境影響評価方法書の知事意見等を踏まえて作成した方法書改訂版（平成 19 年 1 月）に基づき、環境への影響の調査・予測・評価を行い、その結果をとりまとめた環境影響評価準備書（20 年 8 月）を作成し、関係地域で公告・縦覧及び住民説明会を行い、住民からの意見提出手続きを終了している。平成 21 年 7 月現在、事業者が住民意見に対する考えをまとめた見解書を作成中である。

#### (2) 地域環境情報の収集・整理等の実施、環境影響評価技術等の研究開発推進

国による環境影響評価の基本的事項並びに各主務省令改正を踏まえ、「山形県環境影響評価技術指針」（どのような場合にそのような項目を調査するかなどの基準）の策定作業を行った（平成 19 年 5 月策定）。

自然環境を保全するためには、環境影響評価法及び条例の対象となる事業はもちろん、その対象とならない小規模な事業においても、希少野生生物の生息情報を十分活用する必要がある、そのデータベース化などが課題となっている。

### 4 環境配慮の普及啓発

#### (1) 事業者としての県の取組み

##### ア 山形県の環境マネジメントシステムの取組み

県では、自らが地域における事業者として環境への負荷低減の取組みを率先して実行するため、平成 13 年度に本庁において環境マネジメントシステムの構築に取り組み、平成 14 年 2 月に、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得した。また、平成 15 年 3 月には最上総合支庁及び庄内総合支庁に、平成 16 年 2 月には村山総合支庁及び置賜総合支庁に認証範囲を拡大して取り組んできたところである。

ISO14001 は環境に配慮した取組みを継続的に改善する仕組みになっていることが特徴である。知事が定めた環境方針に基づき、目的目標を定め、これらを達成するための実行プログラムを作成し（PLAN）、取り組み（DO）、そして、取り組みの進捗状況を点検し（CHECK）、見直し改善して（ACTION）いくようになっている。この仕組み（PDCA サイクル）に基づき取り組みを進め、継続的な環境への負荷の軽減を図るものである。

これまでの 6 年間の取組みの結果、職員に省エネ、省資源などの環境配慮の意識が定着し、ノウハウも蓄積されてきていることから、ISO14001 の認証登録を更新せず、シンプルで効率的な本県独自の環境マネジメントシステムの構築に取り組み、対象範囲を全組織に拡大した「やまがた E C O

マネジメントシステム」に移行し、平成 20 年 4 月から運用を開始したところである。

本県の環境方針は、表 2-6-1 のとおりで、

- (1) 環境計画による環境施策の推進
- (2) 環境に配慮した物品やサービスの購入（グリーン購入）
- (3) 公共工事における環境配慮の推進
- (4) 事務事業における省エネルギー・省資源の推進

を 4 つの具体的な重点的取組事項にしている。

表 2-6-1 環境方針

### 環 境 方 針

本県は、数多くの秀麗な山々、緑豊かなブナの天然林、母なる川最上川に代表される豊かな水など美しい自然に恵まれています。このような豊かで美しい環境から私たちは多くの恵みを受けてきました。

しかしながら、近年の大量生産・大量消費を基調とする社会経済活動の進展は、自然の生態系や身の回りの生活環境、さらには地球環境に大きな影響を及ぼしてきています。

このような今日の環境問題を解決し、豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、行政が十分に連携を取りながら、それぞれの立場で取り組みを進めることが重要です。

このため、平成 11 年 3 月に、『良好な環境の保全・創造と将来世代への継承』、『環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築』、『人と自然との共生の確保』、『地球環境保全の積極的推進』を基本理念とする山形県環境基本条例を制定しました。

この基本理念の実現に向け、山形県は、環境に関連する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めるとともに、県のシステムを環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながらあらゆる活動で環境への配慮を行います。

そのため、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

- (1) 地域と地球の環境を保全するため、山形県新環境計画により環境の保全及び創造の施策を推進します。
- (2) 県は、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ります。
- (3) 県が発注する公共工事等の構想・計画から工事完了段階に至るまで、各段階に応じた環境配慮を行い環境負荷の低減に努めます。
- (4) 県が事務・事業を行うときは、環境配慮の視点を持ち、省エネルギー・省資源等に努めます。

平成 18 年 3 月 22 日

山 形 県

### イ 山形県環境保全率先実行計画の推進

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項の規定により、平成 13 年 3 月策定の「山形県環境保全率先実行計画」が平成 17 年度で終了したことから、平成 18 年 3 月に「山形県環境保全率先実行計画（第 2 期）～“もったいない”やまがたエコオフィスプラン～」を策定し、温室効果ガスの総排出量及び電気使用量等の削減目標を掲げ、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいる（表 2-6-2）。

表 2-6-2 「山形県環境保全率先実行計画」(第 2 期) 目標数値

項 目	平成 16 年度実績を基準とした平成 22 年度目標値
温室効果ガス総排出量	4.3%削減 <対象の温室効果ガス> ・二酸化炭素 (CO2) ・メタン (CH4) ・一酸化二窒素 (N2O) ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) ・パーフルオロカーボン (PFC) ・六フッ化硫黄 (SF6)
電気使用量	6%削減
燃料使用量 灯油、重油 ガス ガソリン、軽油	3%削減 16 年度実績以下 6%削減
水使用量	16 年度実績以下
用紙類の使用量	10%削減
廃棄物排出量	3%削減 (可燃物、不燃物、廃プラ)

資料：県文化環境部環境企画課

### (ア) 計画の概要

「資源・エネルギー利用の節約とリサイクルの推進」、「用紙類の使用量の削減（ペーパーレスの推進）」、「グリーン購入等の推進」、「公共建築物等の建築、管理等にあたっての環境保全への配慮」、「イベントにおける環境への配慮」、「環境保全に関する職員の意識向上」の 6 つを取組み項目の柱として、県の各所属（県警、出先機関等も含む）において取り組んでいる。

計画の推進にあたっては、取組状況について「環境やまがた推進本部幹事会」に報告するとともに、年度ごとの評価結果等については「環境やまがた推進本部」に報告することとしている。

### (イ) 計画の推進及び実績

平成 20 年度の県機関の事務事業に係る温室効果ガス総排出量は 84,261t（二酸化炭素換算値）であり、基準年度（平成 16 年度）と比較して 11.7%減少し、削減目標を達成している（表 2-6-3）。

燃料等各項目の実績は、全般に削減傾向にあり、灯油、軽油、重油等は目標を上回る削減を達成している。

また、エネルギー使用量の増加する夏季及び冬季において、重点取組み項目を設定したエコオフィス運動を実施するとともに、環境マネジメントシステムに基づく計画運用を促した。

表 2-6-3 「山形県環境保全率先実行計画」平成 20 年度実績

項 目	平成 20 年度実績	基準年度比 (%) (平成 16 年度比)	前年度比 (%)	
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	84,261	△ 11.7	△ 5.1	
燃料 使用量	ガソリン (k1)	2,003	△ 5.5	△ 5.9
	軽 油 (k1)	411	△ 31.6	△ 6.5
	灯 油 (k1)	2,391	△ 15.1	△ 7.7
	重 油 (k1)	10,642	△ 17.3	△ 9.3
	ガ ス (千m <sup>3</sup> )	361	△ 23.6	△ 4.2
電気使用量 (千 kwh)	77,427	△ 4.9	△ 1.4	
水道使用量 (千m <sup>3</sup> )	1,072	△ 22.4	△ 4.9	
用紙類使用量 (千枚)	115,765	0.1	△ 0.0	
ごみ排出量(t) (可燃物と不燃物の計)	2,724	△ 28.9	△ 3.2	

資料：県文化環境部環境企画課

### ウ グリーン購入の推進

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選び購入することである。

県では、平成 13 年 4 月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、平成 14 年 3 月に「山形県環境物品等調達基本方針」を、平成 20 年 3 月に平成 20 年度の調達方針を策定した。基本方針及び調達方針に基づき、県のすべての部署において環境物品等の調達を進めている（表 2-6-4）。

表 2-6-4 「グリーン購入」平成 20 年度実績

特定調達品目		調達率 (%)		目 標
		平成 19 年度	平成 20 年度	
紙類	情報用紙	97.7	96.2	100%
	印刷用紙	98.4	96.5	100%
	衛生用紙	99.9	99.8	100%
文具類		97.2	95.7	100%
オフィス家具等		99.7	91.4	100%
O A 機器	下記以外の O A 機器	99.2	99.3	100%
	記録用メディア	100.0	99.1	100%
	電池	99.7	100.0	100%
	電子式卓上計算機	82.6	65.6	100%
	カートリッジ等	98.3	96.5	100%
家電製品		98.1	100.0	100%
エアコンディショナー等		100.0	—	100%
温水器等		100.0	—	100%
照明		96.3	96.9	100%
自動車	一般公用車	100.0	100.0	100%
	一般公用車以外の自動車	100.0	—	特殊用途のため仕様が満たされないものを除き 100%
	E T C 対応車載器 (台)	100.0	100.0	調達を積極的に推進
	カーナビゲーションシステム	100.0	28.6	調達を積極的に推進
	一般公用車用タイヤ	97.2	86.4	100%
	2 サイクルエンジン油	83.9	—	100%
消火器		93.5	—	原則として特定調達物品を調達
制服・作業着		94.7	94.2	原則として特定調達物品を調達
インテリア・寝装		97.7	100.0	100%
作業手袋		84.4	96.1	100%
その他繊維製品		89.3	100.0	100%
設 備	太陽光発電	—	—	100%
	太陽光利用	—	—	100%
	燃料電池	—	—	100%
	生ごみ処理機	—	—	100%
	節水機器	—	—	100%
防災備蓄用品		—	97.3	100%
役 務	省エネ診断	—	—	100%
	納入印刷物	93.6	95.4	100%
	食堂	19.0	34.8	生ごみのリサイクルに係る適正な処理が行われるよう推進する
	タイヤ更生	—	—	100%
	自動車整備	64.3	80.0	調達を積極的に推進
	庁舎管理	100.0	99.6	100%
	植栽管理	—	93.9	100%
	清掃	98.2	97.5	100%
	害虫防除	—	97.7	100%
	輸配送	99.8	100.0	100%
	旅客輸送	—	—	100%
	照明機能提供業務	—	—	100%
	小売業務	71.4	100.0	100%

注：平成 20 年度の実績については、設備及び役務の一部を除き、物品電子調達システム（一般物品発注システム）及び単価契約物品発注システムのデータを基に集計を行った。

資料：県文化環境部環境企画課

## (2) 環境マネジメントシステムの普及促進

### ア 県内の状況

県内において、環境マネジメントに関する国際基準である環境ISO14001を取得する企業等は平成20年度末で185事業者であり、横ばいの状態で推移している。山形県工業技術センターでは、企業での地球温暖化防止対策を実効あるものにするため、平成17年度まで認証を受けていた環境ISO14001のノウハウを活かし、環境マネジメントシステムについて個別に相談、指導等を行っている（相談、指導の実績：平成19年度2件、平成20年度0件）。

また、環境省が平成16年度に創設した、中小企業者等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション21については、平成20年度末までに県内の35事業者が認証取得を受けている。エコアクション21に、環境保全の実践などの山形独自の取組み項目を追加し、県が平成16年度に創設した「山形エコアクション21」については、平成20年度末までに26の事業者が認証取得を受けている。

県では、エコアクション21の地域事務局であるNPO法人環境ネットやまがたなどと連携を図りながら、県内における環境マネジメントシステムの普及に努めている。

### イ 導入企業の入札時優遇措置

山形県では、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載される企業の等級格付けを、客観点数（経営事項審査※1の総合評定値）と発注者別点数（山形県独自の基準により算定した加算点）の合計点に応じて決定している。

平成19・20年度の名簿の等級格付け時から、ISO14000シリーズもしくはエコアクション21の認証を取得している企業に対して、下表のとおり発注者別点数に加算している。

表 2-6-5 等級格付けにおける主観点数の加算

項目	主観点数
ISO14000シリーズ※2の認証を取得	+20点
エコアクション21※2の認証を取得	+10点

※1 経営事項審査とは、建設業者の経営状況・経営規模・技術力等の「経営に関する客観的事項」を審査するもので、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業者は必ず経営事項審査を受けなければならない。（建設業法第27条の23）

※2 両方を取得している場合は、ISO14000シリーズを優先し、重複加算は行わない。

## 5 経済的手法の活用

### (1) やまがた緑環境税等による森林づくりの推進

平成19年度に導入した「やまがた緑環境税」を活用し、平成20年度においては、総額6億5,200万円の事業費で、環境保全を重視した森林の整備や自然環境の保全対策、県民参加の森づくりや自然環境学習の推進に取り組んだ。

また、「緑基金」積立金や「緑の募金」寄付金を活用し、地域の実状に即した環境緑化の促進を図るため、ボランティアによる森林整備や緑化活動、緑の少年団による森林環境教育活動などの支援を行った。

企業による森づくりについては、12企業・事業体が9地区において森づくり活動に取り組んだ。